Information

Ñ

線

- 市役所への お問い合わせ先
- 西条市庁舎 TEL0897 - 56 - 5151
- ■東予総合支所 TEL0898-64-2700
- ■丹原総合支所 TEL0898-68-7300
- ■小松総合支所 TEL0898-72-2111

)市庁舎別館環境課

水・環境保全係

の場合

1万8000円

問合せ

)浮遊繊維状粒子の計数検査

アスベスト対策事業

市では、アスベストによる

のアスベスト調査にかかる費 不安を解消するため、建築物

用の一部を補助します。 対象者

関に委託してアスベスト調査 を実施する建築物の所有者。 建築物に対し、専門の分析機 ○アスベストまたはアスベ 次の要件すべてに該当する 吹き付け工法を行っている ストが含まれている可能性 のあるロックウールなどの、

補助します アスベストの調査費用を

②飛散性アスベスト使用個所

とおりです。 内(1000円未満は切り捨 て)。各調査の限度額は次の ○定性分析と定量分析の場合 ○定性分析のみの場合 2万2000円

①飛散性アスベストの成分検 ○市内にある建築物 対象となる調査

○定性分析(アスベスト含有)定量分析 (アスベストの含 の有無を調べる検査 有量を調べる検査

○室内の空気中の浮遊繊維状 の浮遊粉じん測定調査

※平成18年3月31日 金までに ます。 調査が完了するものに限り 粒子の計数検査

補助金の額

補助対象経費の2分の1以

○延べ床面積500平方メー

トル以下の建築物

3万8000円

窓口」では、アスベストの使 用状況や健康への影響など、 市の「アスベスト対策総合

にご相談ください

アスベスト対策総合窓口

る相談受付と目視調査の状況 相談いただけます。 アスベストについて何でもご 平成17年12月末現在におけ

は、次のとおりです。 ○目視調査)相談受付 1 1 9 件

アスベスト対策総合窓口 市庁舎別館1階・環境課内

0897 - 52 - 1382

2月の市税ごよみ

市県民税第4期分およ

担金の納期

下水道受益者負担金・

分

○旧西条市賦課分

第 4 期

2月28日伙

)旧東予市・丹原町賦課分

28 日 ※督促状1通につき100円 分の納期限 の督促料と延滞金をいただ び国民健康保険税第7期分 の督促状の発送 国民健康保険税第8期

負担金・分担金の納期です。

問合せ

第3期

2月28日(火)

最寄りの金融機関で納めて

○市庁舎本館下水道業務課

下水道業務係

2月は下水道に係る受益者

戦没者等の妻および父母等の皆

特別給付金の請求はお済み すか

戦没者等の妻および父母等に対する特別給付金の請求受付が、平成18年3月31日 金で終了します。請求期限を過ぎると請求することができなくなります。 の手続きをしていない方は、請求期限までに手続きをしてください。

対象者	特別給付金	要件
妻	第22回特別給付金 国庫債券「い」号	平成15年4月1日現在、恩給法による公務扶助料等、または戦 傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金(公務死・勤務関連死 を事由とするもの)等を受給している戦没者等の妻であること。
父母等	第21回特別給付金 国庫債券「い」号	1. 平成15年4月1日現在、恩給法による公務扶助料等、または戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金(公務死・勤務関連死を事由とするもの)等を受給している、または受給資格のある戦没者の父母・祖父母であること。 2. 平成10年4月1日から平成15年3月31日までの間に父母等と氏を同じくする子、または孫(自然血族)を有するに至らなかったこと。

お問い合わせ先

市庁舎別館社会福祉課 総務福祉係 内線2324 東予総合支所福祉課 障害者福祉係 内線131 丹原総合支所保健福祉課 社会福祉•援護係 内線210 社会福祉·援護係 内線124 小松総合支所保健福祉課

ください。

○西条市賦課分

○東予総合支所下水道課

内線2825

業務係

(内線211

対象の納期限

第3期 2月28日火